

7 水質汚濁防止対策

(1) 届出

【根拠】

水質汚濁防止法…第5条第1項・第2項・第3項、第6条第1項・第2項・第3項、第7条、第8条、第8条の2、第9条第1項・第2項、第10条、第11条、第14条第3項、第14条の2第1項・第2項・第3項

【届出件数】

表 2-27 水質関係届出件数（令和元年度）

水質汚濁防止法条項			水 域		計
			矢作川水域	境川等水域	(件数)
第5条	新增設	第1項	27	29	56
		第2項			
		第3項	1	1	2
第6条	既設	第1項			
		第2項			
		第3項		2	2
第7条	構造等の変更		19	32	51
第8条	計画変更 命令	第5条に係るもの			
		第7条に係るもの			
第8条 の2	事前措置 命令	第5条に係るもの			
		第7条に係るもの			
第10条	氏名変更		28	19	47
	廃止		34	37	71
第11条	承継		2	1	3
第14条 の2	事故	第1項			
		第2項			
		第3項			
第14条 第3項	汚濁負荷量の測定方法		3	2	5
—	みなし廃止			1	1
計			114	124	238

【特定事業場数】

表2-28 業種別特定事業場数

特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)	特定施設 号番号	特 定 施 設	事 業 場 数 (うち規制対象)
1-	畜産農業又はサービス業	44(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	45(33)
2	畜産食品製造業	6(3)	66	電気めっき施設	9(9)
3	水産食品製造業	1(1)	66-3	旅館業	114(17)
4	保存食品製造業	9(1)	66-4	共同調理場	7(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(4)	66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	6(3)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-6	飲食店	36(15)
10	飲料製造業	6(2)	67	洗たく業	51(0)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	32(2)
17	豆腐又は煮豆の製造業	12(0)	68-2	病院(病床数が300以上)	1(1)
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	1(0)	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1(1)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	70-2	自動車分解整備施設	5(0)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	71	自動式車両洗浄施設	167(3)
33	合成樹脂製造業	1(0)	71-2	科学技術に関する試験・研究機関	9(6)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	2(1)
51-2	自動車用タイヤ等ゴム製品製造業	1(1)	71-4	産業廃棄物処理施設	4(3)
54	セメント製品製造業	7(1)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	2(2)
55	生コンクリート製造業	17(1)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
58	窯業原料の精製業	23(23)	72	し尿処理施設	38(33)
59	砕石業	2(2)	73	下水道終末処理施設	2(2)
60	砂利採取業	7(7)	74	特定事業場から排出される水の処理施設	2(1)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	25(13)	-	指定地域特定施設	147(16)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	-	有害物質指定貯蔵施設	0(0)
合 計					869(218)

(令和2年3月31日現在)

表2-29 水域別特定事業場数

	事業場数
矢作川水域	593
境川等水域	276
水質汚濁防止法で定める特定事業場 ＜うち規制対象事業場(排水基準適用)＞	869 <218>

(令和2年3月31日現在)

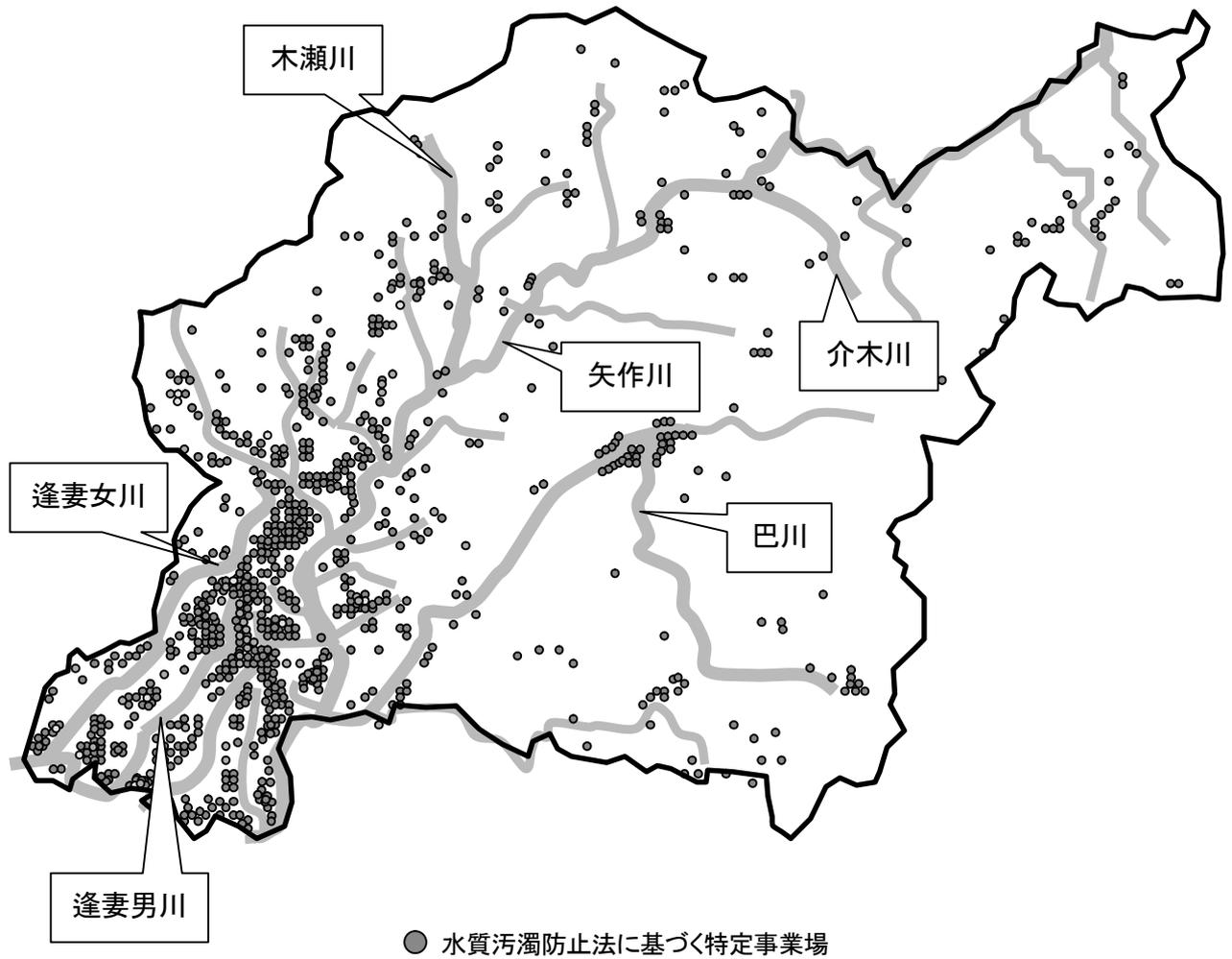


図2-6 特定事業場の立地状況

(2) 立入検査

【根 拠】

- ・ 水質汚濁防止法第 22 条の規定「報告及び検査」
- ・ 環境の保全を推進する協定、公害防止協定の規定

【検査概要】

- ・ 特定施設、排水処理施設等の状況確認と工場排水の水質検査の実施
- ・ 立入件数 106 件
- ・ 検査項目 有害物質・生活環境項目の内、必要な項目
- ・ 排水の水質分析を行い排水基準等の適否を評価
 - * 排水基準、上乘せ排水基準、総量規制値、協定値
- ・ 立入時に不備が認められる場合、改善指導等を実施
- ・ 排水基準等に不適合の場合、文書指導を行い、原因や改善対策等の報告徴収

【検査結果】

ア 水質汚濁防止法に係る立入検査

(ア) 立入検査実施事業場数

表 2-30 立入検査実施事業場数 (令和元年度)

	事業場数
法令に基づく事業場立入	106
うち水質検査立入	63

(イ) 排水基準違反等の状況

表 2-31 水質汚濁防止法に係る違反等 (令和元年度)

	件数
一律排水基準超過	0
暫定排水基準超過	0
上乘せ排水基準超過	5
総量規制基準超過	0
一律排水基準超過のおそれ	0
上乘せ排水基準超過のおそれ	0
総量規制基準超過のおそれ	1

表 2-32 項目別違反一覧（令和元年度）

項目	pH	BOD	COD	SS	n-Hex	窒素含有量
一律排水基準	—	—	—	—	—	—
暫定排水基準	—	—	—	—	—	—
上乘せ排水基準	4	—	—	1	—	—
総量規制基準	—	—	—	—	—	—
一律排水基準 （違反のおそれ）	—	—	—	—	—	—
上乘せ排水基準 （違反のおそれ）	—	—	—	—	—	—
総量規制基準 （違反のおそれ）	—	—	—	—	—	1

※ 重複している項目があります。

（ウ）行政処分、行政指導の状況

表 2-33 行政処分等の実施件数（令和元年度）

	件数
停止命令、改善命令	0
改善勧告	0
文書による指導	6
報告徴収	1

イ 協定及び覚書に係る指導

表 2-34 項目別の協定（覚書）基準値違反等件数（令和元年度）

	違反項目	件数
立入調査によるもの	全亜鉛	1
	SS	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	1

ウ ゴルフ場使用農薬に係る排水検査

「ゴルフ場に関する環境の保全を推進する協定書」第21条に基づき、市内19ゴルフ場のうち5ゴルフ場において排出水の農薬濃度検査を7月24日及び8月19日に実施しました。検査した全ての項目について、協定値※を下回りました。検査農薬の種類は各ゴルフ場での直前の農薬使用状況により決定しています。

※協定値:「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針(平成29年3月9日環水大土発 第1703091号)」で定める水濁指針値又は水産指針値のいずれか低い値の2分の1

表2-35 市内ゴルフ場(全19ゴルフ場)(令和2年3月31日現在)

No	地区	ゴルフ場名	No	地区	ゴルフ場名
1	豊田地区	東名古屋カントリークラブ	11	小原地区	小原カントリークラブ
2	〃	名古屋広幡ゴルフコース	12	〃	パインズゴルフクラブ
3	〃	さなげカントリークラブ	13	足助地区	京和カントリー倶楽部
4	〃	貞宝カントリークラブ	14	〃	セントクreekゴルフクラブ
5	〃	豊田カントリー倶楽部	15	下山地区	加茂ゴルフ倶楽部
6	〃	南山カントリークラブ	16	〃	ロイヤルカントリークラブ
7	〃	ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース	17	旭地区	ゴルフ倶楽部大樹 旭コース
8	〃	中京ゴルフ倶楽部石野コース	18	〃	笹戸カントリークラブ
9	藤岡地区	名古屋グリーンカントリークラブ	19	稲武地区	稲武カントリークラブ
10	〃	藤岡カントリークラブ	※令和元年度は、数字に□のゴルフ場を検査		



表2-36 ゴルフ場農薬水質検査結果総括表

農薬の種類	区分		検査項目数		延べ検体数(注)	
	ゴルフ場数	超過数	超過数	超過数		
殺虫剤	5	0	12	0	16	0
殺菌剤	5	0	22	0	40	0
除草剤	2	0	4	0	5	0
植物成長調整剤	1	0	1	0	1	0
全体	5	0	39	0	62	0

(注) 延べ検体数は、採水した試料についての検査項目の合計を示す。

表2-37 農薬別検査結果集約表(令和元年度)

(単位: mg/l)

分類	検査項目	令和元年度 検査結果 (最大値)	水濁 指針値	水産 指針値	協定値
殺虫剤	アセタミプリド	<0.0001	1.8	0.025	0.0125
	イミダクロプリド	0.0007	1.5	0.019	0.0095
	クロチアニジン	<0.001	2.5	0.028	0.014
	クロラントラニリプロール	0.0001	6.9	0.029	0.0145
	クロルフルアズロン	<0.00006	0.87	0.00029	0.000145
	ダイアジノン	0.00015	0.05	0.00077	0.000385
	チアメトキサム	0.0001	0.47	0.035	0.0175
	チオジカルブ	<0.0001	0.8	0.027	0.0135
	テブフェノジド	<0.001	0.42	0.83	0.21
	ビフェントリン	<0.000001	0.26	0.000058	0.000029
	フェニトロチオン(MEP)	<0.001	0.13	-	0.065
	フルベンジアミド	<0.001	0.45	0.058	0.029
殺菌剤	アゾキシストロビン	<0.001	4.7	0.28	0.14
	アミスルブロム	<0.001	2	0.036	0.018
	アメトクトラジン	<0.001	71	0.064	0.032
	イプロジオン	<0.001	3	1.8	0.9
	イミノクタジン酢酸塩及 びイミノクタジンアルベ シル酸塩	<0.0001	0.06	0.027	0.0135
	キャプタン	<0.001	2	0.026	0.013
	クロロタロニル(TPN)	<0.001	0.47	0.080	0.040
	シアゾファミド	<0.001	4.5	0.088	0.044
	チウラム	<0.001	0.2	0.1	0.05
	チフルザミド	<0.001	0.37	1.4	0.185
	テブコナゾール	<0.001	0.77	2.6	0.385
	トルクロホスメチル	<0.001	2	-	1
	ヒドロキシイソキサゾール	<0.001	1	28	0.5
	ピラクロストロビン	<0.001	0.90	0.006	0.003
	ピラジフルミド	<0.001	0.55	1.6	0.275
	フルキサピロキサド	<0.001	0.55	0.29	0.145
	プロピコナゾール	<0.001	0.50	5.6	0.25
	ヘキサコナゾール	<0.001	0.12	2.9	0.06
ペンシクロン	0.001	1.4	1	0.5	
ペンチオピラド	<0.001	2	0.56	0.28	

	マイクロブタニル	<0.001	0.63	9.7	0.315
	メタラキシル及びメタラキシルM(メタラキシルとして)	<0.001	0.58	95	0.29
除草剤	MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩(MCPAとして)	<0.0001	0.051	81	0.0255
	イソキサベン	<0.001	1.3	1.3	0.65
	フロラスラム	<0.001	-	0.094	0.047
	メタミホップ	<0.001	0.11	0.28	0.055
その他	ニコスルフロン	<0.001	-	98	49

(注1) <の数値は、定量下限値未満を示す。

(注2) 水濁指針値、水産指針値及び協定値は、令和元年8月19日時点のものを示す。

【参考資料】

表 2-38 水質汚濁防止法に係る届出

届出の種類	根拠条文	届出を行う者	届出時期	備考
特定施設等の設置の届出	第5条	第1項	工場・事業場から公共用水域に水を排出する者であって、特定施設を設置しようとする者	届出後 60 日経過後に着手(第9条第1項) 計画変更命令等(第8条) 実施の制限の短縮(第9条第2項)
		第2項	工場・事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を浸透させる者	
		第3項	有害物質使用特定施設を設置する者(第1項及び第2項に規定される者を除く)又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者	
特定施設等の構造等の変更の届出	第7条	法第5条、第6条の届出をした者		
経過措置に伴う届出	第6条	第1項	一つの施設が特定施設として新たに指定されたとき、現にその施設を設置している者であって排水を排出している者	当該施設が特定施設となった日から30日以内 当該施設が特定施設となった日から60日以内
		第2項		
		第3項	有害物質使用特定施設等として新たに指定されたとき、現にその施設を設置している者	
氏名変更等又は廃止の届出	第10条	法第5条、第6条の届出をした者で、氏名の変更等が生じた者又は特定施設等を廃止した者	変更等があった日から30日以内	
承継	第11条	法第5条又は第6条の届出をした者から特定施設等を譲り受け又は借り受けた者、相続人、合併した者	承継のあった日から30日以内	
汚濁負荷量の測定方法	第14条第3項	総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排水を排出する者	あらかじめ	
事故等の措置	第14条の2		速やかに	事故の状況及び講じた措置

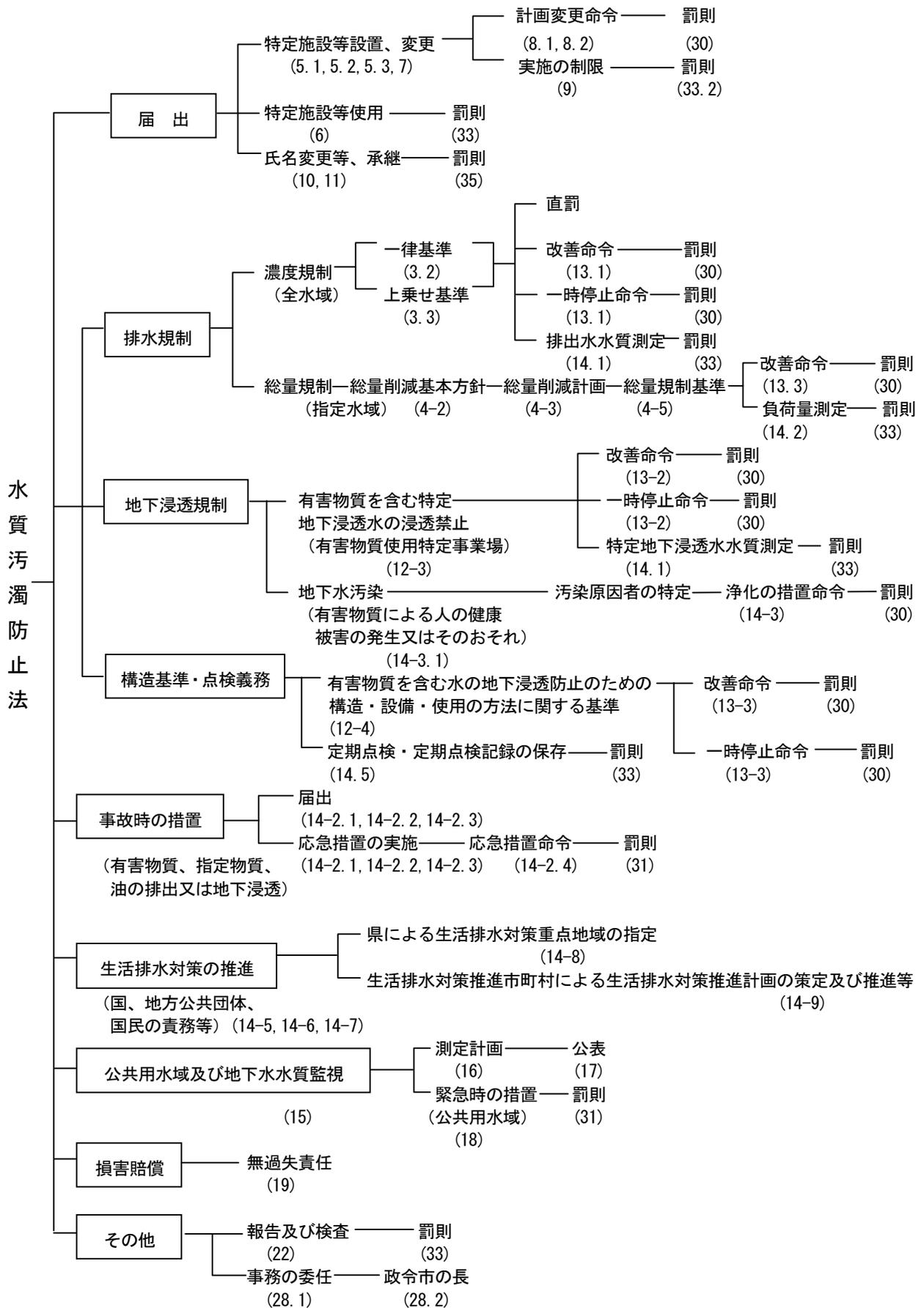


図 2-7 水質汚濁防止法体系図